

## 声明

# 長野・特養あずみの里「業務上過失致死」事件の無罪判決にあたり、 検察が直ちに上告を断念することを求める

2020年7月29日

日本国民救援会長野県本部

同 中央本部

7月28日、東京高等裁判所第6刑事部（大熊一之裁判長）は、長野・特養あずみの里「業務上過失致死」事件の准看護師・山口けさえさんに対する控訴審において、一審有罪判決を破棄し、無罪判決を言い渡した。この無罪判決を、市民の常識にかなう判決として高く評価する。

そして、不当な捜査と一審有罪判決に屈することなく、無罪を訴え続けた山口さんと、弁護団の献身的な活動に対して敬意を表するとともに、山口さんを支えてきた「勝ち取る会」をはじめ、全国の支援者と無罪判決を手にした喜びを分かち合いたい。

本件は、介護施設でおやつ中の利用者の異変を刑事事件として起訴するという前代未聞の事件であった。警察は、亡くなったAさんの死因について医学的な検討もせず、当日の職員の動きや利用者の状況などについての検証も不十分なまま立件した。そして、警察の杜撰な捜査をチェックすべき検察も安易に起訴した。今回の無罪判決は、あらためて警察の杜撰な見込み捜査のあり方や、有罪に固執する検察の公判活動のあり方に警鐘を鳴らすことになった。

判決は、一審は過失犯成立の予見可能性を適切にとらえておらず、危険性を抽象化し、被告人の立場等についても実質的に検討をしないまま過失を肯定したもので、重大な問題があると批判した。その上で、具体的予見可能性について詳細に検討し、嚙下障害のないAさんがドーナツを食べたことにより窒息することは予見できないうえ、おやつが形態が変更されていたことを看護職の山口さんが確認しなかったことに過失はないと結論付けた。これは、市民の常識にもかなうものである。

本件は、介護・福祉の未来がかかっている裁判として注目を集め、一審以来73万人（一審45万人、控訴審28万人）を超える無罪要請の署名が寄せられた。その背景には、高齢化社会がすすみ、介護の重要性が高まるなかで、このようなことで刑事罰を問われることになれば、充実した介護ができなくなるとの不安、高齢者の尊厳が尊重される介護が受けられなくなるとの不安があった。また、一審では、弁護団の立証活動によって訴因が維持できなくなると、検察は2度にわたる訴因変更の請求をしたが、それを唯々諾々と認めて有罪とした一審裁判所の姿勢に、多くの市民が司法に対する失望と怒りをおぼえ、介護や医療関係者だけでなく多くの市民が関心を寄せて、支援の輪が全国に広がった。今回の判決により、司法は国民の信頼を回復する糸口をつかんだと考える。

日本国民救援会は、検察が無罪判決を真摯に受け止めて、いたずらに上告することなく、直ちに判決を確定させることを強く要求する。また、弁護団が死因について詳細な主張立証を尽くす努力をおこなったことを認めたい。山口さんが起訴されてから既に5年以上が経過していることを踏まえ、東京高裁が山口さんの行為と被害者の死との因果関係等の検討に更なる時間を費やすのは相当でないとした配慮を検察が十分に理解し、潔く判決に従うことを強く求める。